

さいたま市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第13号

さいたま市庁舎管理規則の一部を改正する規則

さいたま市庁舎管理規則（平成13年さいたま市規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分	管理責任者	代理人	区分	管理責任者	代理人
[略]			[略]		
議会棟	議会局総務部総務課長	[略]	議会棟	議会局総務部秘書総務課長	[略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。